

新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、訓練・就労系事業所等へ定期的に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成することにより、その恒常的な費用負担の軽減を図り、障がい者の社会復帰及び自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓練・就労系事業所等とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に定める生活介護事業所、同条第12項に定める自立訓練事業所、同条第13項に定める就労移行支援事業所、又は同条第14項に定める就労継続支援事業所
 - イ 新潟市地域活動生活支援センター事業実施要綱第3条に規定する地域活動支援センターⅢ型
- (2) 通所とは、障がい者が障害福祉サービス等利用のため、その者の住居と訓練・就労系事業所等との間を往復することをいう。
- (3) 定期的に通所する障がい者とは、訓練・就労系事業所等への通所日数が、月5日以上の障がい者とする。
- (4) 公共交通機関等とは、鉄道、バス及び福祉有償運送とする。
- (5) 交通用具とは、自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通の用具とする。

(対象者)

第3条 この要綱において通所交通費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、本市に生活の拠があり、訓練・就労系事業所等へ定期的に通所する障がい者であって、次の各号いずれかに該当し、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 訓練・就労系事業所等へ定期的に通所するために、公共交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする障がい者若しくは交通用具を使用してその燃料費を負担することを常例とする障がい者とする。
 - (2) 公共交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、かつ、交通用具を使用してその燃料費を負担することを常例とする障がい者とする。
- 2 前項の場合において、徒歩により通所するものと仮定した場合の最短経路の通所距離が、片道2キロメートル未満である者は除く。ただし、障がいのため歩行することが著しく困難な者と市長が認めるときは、この限りではない。
- 3 前各項にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）その他の規定等による通所交通費相当の助成対象者並びに雇用契約等に伴う通勤手当相当額支給対象者は除く。
- ### (助成額)
- 第4条 この要綱による助成額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公共交通機関等利用者は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法により算出するものとし、公共交通機関等を利用した際の1箇月定期券相当額と、月の通所日数分の当該往復分乗車券等の運賃等相当額を比較し、より低廉となる額を基準額とし、その2分の1の額を助成額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、障がい者割引等の減免・控除等が適用となる場合は、割引等適用後の額を比較して基準額とする。また、基準額の上限は5万5,000円とし、月の通所日数の上限は22日とする。なお、同月において複数の事業所へ通所する場合又は月の途中で助成額に変更が生じる場合は、公共交通機関等を利用した際のそれぞれの1箇月定期券相当額と、月の通所日数が22日となるまでのそれぞれの通所日数分の当該往復分乗車券等の運賃等相当額をそれぞれ比較し、より低廉となる額を基準額とする。
- (2) 交通用具使用者は、交通用具使用距離を一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとし、別表に掲げる交通用具使用距離の区分に応じた基準額から、その2分の1の額を助成額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、月の通所日数が21日以下の場合は同表に掲げる日額単価に通所日数を乗じた額を基準額とし、月の通所日数が22日以上の場合は同表に掲げる月上限額を基準額とする。また、基準額の上限は3万1,600円とする。なお、同月において複数の事業所へ通所する場合又は月の途中で助成額に変更が生じる場合は、月の通所日数が22日となるまでの同表に掲げるそれぞれの日額単価に通所日数を乗じた額を基準額とする。

第5条 前条の通所の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通所方法を異にするものであってはならない。ただし、これにより難い場合等正当な理由があると市長が認めるときは、この限りではない。

第6条 前条ただし書に該当する場合は、往路及び帰路において利用するそれぞれの公共交通機関等運賃等又は交通用具使用距離から、第4条各号の算出方法に準じて算出した額の2分の1の額を基準額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その2分の1の額を助成額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、合計した基準額の上限は5万5,000円とする。

(届出)

第7条 通所交通費の助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）が、新たに対象要件を具備するに至った場合は、新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成申請書（別記様式第1号）により、助成対象者が氏名、住居、通所経路、若しくは通所方法を変更し、又は通所のため負担する運賃等に変更があった場合には、新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成氏名住所運賃等変更届（別記様式第3号）により、その通所の実情を速やかに、事実発生月分の助成額支払月の前月までに、市長へ申請若しくは届け出なければならない。

- 2 助成対象者は、住居、通所経路若しくは通所方法の変更又は通所のため負担する運賃等の変更により、助成対象者でなくなった場合には、新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成資格喪失届（別記様式第4号）により、速やかに事実発生月分の助成額支払月の前月までに、市長へ届け出なければならない。
- 3 助成対象者が通所する事業所等の長は、助成対象者の当該事業所等における助成額支払対象

月分の通所日数を、速やかに助成額支払月の 10 日（閉庁日の場合は翌閉庁日）までに、新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成対象者通所日数報告書（別記様式第 5 号）により、市長へ報告しなければならない。

（委任）

第 8 条 助成申請者及び助成対象者は、その者が通所する事業所等の長に対し、助成額に係る申請、請求等に係る一切の権限を委任し、助成額の支払を受けることができる。

（確認及び決定）

第 9 条 市長は、助成申請者又はその者が通所する事業所等の長から第 7 条の規定による申請又は届出があったときは、その申請又は届出に係る事実について適正であるかを確認し、その者が対象者たる要件を具備するときは、その者に支給すべき助成額を決定し、又は改定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成決定通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（支払日等）

第 10 条 助成額は、7 月、10 月、1 月及び 4 月の 4 期にそれぞれ前 3 箇月までの実績分を支払う。

第 11 条 助成額の支払は、助成対象者が新たに対象要件を具備するに至った場合においてはその日の実績分から開始し、助成対象者でなくなった場合においてはその事実の生じた日の実績分をもって終わる。ただし、支払の開始については、第 7 条の規定による届出が、これに係る事実発生月分の助成額支払月の前月を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の実績分から行うものとする。

2 助成額の支払は、助成対象者がその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、助成額を増額する改定に準用する。

（事後の確認）

第 12 条 市長は、現に助成額を支払っている助成対象者について、その者が助成対象者たる要件を具備するかどうか、及び助成額が適正であるかどうかを当該助成対象者について定期券等の提示を求め、又は通所の実状を実地に調査する等の方法により、隨時、確認するものとする。

（助成額の返還等）

第 13 条 助成対象者が虚偽の申請等により不正に助成額の支払を受けたときは、市長はこれを返還させなければならない。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交通用具使用距離 (片道)	基準額	
	月上限額	日額単価
5km 未満	2,000 円	95 円
5km 以上 10km 未満	4,200 円	200 円
10m 以上 15km 未満	7,100 円	338 円
15km 以上 20km 未満	10,000 円	476 円
20km 以上 25km 未満	12,900 円	614 円
25km 以上 30km 未満	15,800 円	752 円
30km 以上 35km 未満	18,700 円	890 円
35km 以上 40km 未満	21,600 円	1,028 円
40km 以上 45km 未満	24,400 円	1,161 円
45km 以上 50km 未満	26,200 円	1,247 円
50km 以上 55km 未満	28,000 円	1,333 円
55km 以上 60km 未満	29,800 円	1,419 円
60km 以上 (上限)	31,600 円	1,504 円

別記様式第1号（第7条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

申請者　住所
氏名

新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成申請書

助成対象者	氏名（ふりがな） 生年月日　年　月　日	住所　新潟市 電話　－　－
生活保護受給	□有　□無	他規定による 交通費の受給 □有　□無
手帳の有無	□身障手帳　障害　級　第　号（　.　.　.　交付） □療育手帳　A　・　B　第　号（　.　.　.　交付） □精神手帳　　級　第　号（　.　.　.　交付）	
利用サービス		
通所開始日	年　月　日	
恒常的な 通所方法	経路 (乗車区間・停留所等)	JR, バス, 福祉有償運送 利用者は1回の往復運賃 1箇月定期券料金
□JR □バス □福祉有償運送	～ (片道距離　km)	円　　円
□自動車等	※ 徒歩区間等ある場合、経路記載	自動車等は片道距離 Km

通所する事業所等の長の証明

申請者が当通所事業所等に通所するにあたり上記のとおり、恒常に公共交通機関等を利用又は交通用具を使用し、通所交通費を負担していることについて相違ありません。

年　月　日

所 在 地

事 業 所 名

事業所長名

印

別記様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当 区役所 健康福祉課)

新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成決定通知書

年 月 日申請のありました新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業対象者の認定につきまして、新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業実施要綱の規定に基づき審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成対象者として認定します。

認定番号	第 号	対象者氏名	
通所事業所名		通所方法	
通所開始日	年 月 日	基準額(日)	
		基準額(月)	

2 次の理由により対象者として認定できませんでした。

--

別記様式第3号（第7条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

届出者　住所
氏名

氏名
新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成　住所　変更届
料金等

助成対象者		氏名 (ふりがな)	認定番号 第 号	
		住所 新潟市	通所事業所	
		電話 — —		
変更事項	△氏名	新	旧	
	△住所			
	△通所方法	経 路 (乗車区間・停留所等)	JR, バス, 福祉有償運送 利用者は1回の往復運賃	1箇月 定期券料金
	<input type="checkbox"/> J R <input type="checkbox"/> バ ス <input type="checkbox"/> 福祉有償運送	～ (片道距離 km)		円
	<input type="checkbox"/> 自動車等	※徒歩区間等ある場合記載	自動車等は片道距離	
			Km	
変更期日		年 月 日		

通所する事業所等の長の証明

助成対象者の各事項について、上記のとおり相違ありません。

年　月　日

所 在 地

事 業 所 名

事業所長名

印

別記様式第4号（第7条関係）

新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成資格喪失届

年　月　日		
(宛先) 新潟市長		
届出者　住所		
氏名		
助成対象者	氏名（ふりがな）	認定番号 第　　号
	住所	通所事業所
	電話：　一	
資格喪失の理由	<input type="checkbox"/> 新潟市民でなくなった。 <input type="checkbox"/> 対象事業所を退所した。 <input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> その他（理由：　　）	
発生理由	年　月　日	

注：該当する□の中に「レ」を記入してください。

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 新潟市長

事業所名

代 表 者

下記のとおり新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成対象者の通所日数を報告します。